



学校における新型コロナウイルス感染症 に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～



新型コロナウイルス感染症については、今なお警戒が必要な状況にあります。こうした中でも、**持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があります。**学校においては、児童生徒等の学びを保障するため、長きにわたり、校長のリーダーシップのもと、養護教諭の専門性を生かし、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等と連携しつつ、教職員一丸となって、**感染症対策と教育活動の両立**に大変な御尽力をいただいております。初めに、これら関係者の皆様に対し、心より感謝を申し上げます。

文部科学省では、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和2年6月5日事務次官通知。令和3年2月19日改訂）において、持続的な学校運営の指針を示しました。

本マニュアルについては、同ガイドラインの考え方にに基づき、学校の衛生管理に関するより具体的な事項について学校の参考となるよう作成したものです。本マニュアルを参考に、各学校において感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

なお、本マニュアルは、令和3年11月時点での最新の知見に基づき作成したものです。今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行うものであることを申し添えます。

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| ○ 2020. 5. 22 Ver. 1 策定 | ○ 2020. 6. 16 Ver. 2 改訂 |
| ○ 2020. 8. 6 Ver. 3 改訂 | ○ 2020. 9. 3 Ver. 4 改訂 |
| ○ 2020. 12. 3 Ver. 5 改訂 | ○ 2021. 4. 28 Ver. 6 改訂 |
| ○ 2021. 11. 22 Ver. 7 改訂 | |

衛生管理マニュアルの概要（2021.11.22 Ver.7）

第1章 新型コロナウイルス感染症について

1. 学校における新型コロナウイルス感染症の現状と分析（令和2年6月1日から令和3年10月31日までの間）

- 全国で児童生徒 84,211 人、教職員 7,843 人の感染が確認されている。
- 強い感染力を持つデルタ株の影響により、令和3年7月からの感染拡大期（第5波）において児童生徒の感染者数も増加した。**感染の多くは引き続き「家庭内感染」**である。

【感染経路の割合】		家庭内感染	学校内感染	家庭・学校以外	感染経路不明
児童生徒	小学校	70%	3%	8%	20%
	中学校	57%	5%	7%	30%
	高等学校	33%	19%	8%	40%

2. 新型コロナウイルス感染症の子供への感染に関する特徴

- 無症状者や軽症者が多く、重症化する人や死亡する人の割合は低い傾向である。
- デルタ株が子供に感染した場合も、多くが無症状から軽症で経過している。

3. 学校における新型コロナウイルス感染症の考え方について

【教育活動の継続】

3密の回避、マスクの適切な着用、手指衛生など、「**新しい生活様式**」に基づいた**基本的な感染対策を継続**するとともに、地域の感染状況に応じて学習や活動の内容を工夫しながら、可能な限り授業や部活動、各種行事等の**教育活動を継続させ、子供の健やかな学びを保障**していく。

【変異株への対応】

変異株であっても予防対策は従来と変わらず、**基本的な感染症対策を継続**して行う。

【保健管理体制の構築】

どんなに対策を行っても、**感染リスクをゼロにすることはできない**ことを前提とし、学校において感染者や濃厚接触者が確認された際に**迅速かつ適切に対応**できるよう、平素から関係機関との連携を図るなど、保健管理体制を構築する。

【差別や偏見等の防止】

いじめや差別、偏見が生じないように、**人権尊重の視点を踏まえた指導や対応**を行う。

4. 地域ごとの行動基準【霧島市は令和3年11月22日現在「レベル1」の対応】

学校における行動基準を三段階で示すこととし、下記に基づいて学校の設置者において判断する。

- 学校教育活動の実施の可否や在り方は、児童生徒及び教職員等の生活圏における感染状況により判断することとし、学習の機会を保障する観点から、どのような対応が可能か地域ごとにきめ細かく対応する。
- 新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会を作るためには、感染リスクはゼロにならないことを受け入れた上で、可能な限りリスクを低減させながら教育活動を継続させることが重要である。

本マニュアルにおける学校の行動基準	新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言する分類
レベル3	レベル4（避けたいレベル）
	レベル3（対策を強化すべきレベル）
レベル2	レベル2（警戒を強化すべきレベル）
レベル1	レベル1（維持すべきレベル）
	レベル0（感染者ゼロレベル）

5. 設置者及び学校の役割

(1) 教育委員会の役割

- 地域の感染状況について情報収集や感染拡大への警戒を継続し、**臨時休業の必要性等の判断**を行う。
- 各学校の対応等の状況把握や必要な物品の整備等により、学校衛生環境の整備や指導を行う。
- 県や国が行う調査への協力や、感染者情報及び感染事例について情報提供を行う。
- 医師会や歯科医師会、薬剤師会等との広域的な連携や、保護者・地域への情報発信を行う。

(2) 学校の役割

- 学校長を責任者とした学校保健管理体制の構築
→ 保健主任・養護教諭・学級担任等とともに、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等との連携を推進
- 「**新しい生活様式**」の実践
→ 児童生徒等への指導や朝の検温、給食時間や休み時間、登下校時の児童生徒等の見守り
→ 地域等への協力依頼による学校全体としての取組の推進
- 学校において感染者が確認された場合の**連絡体制の確保と対応の事前準備**

6. 家庭との連携

児童生徒の感染の多くが家庭内感染であるため、学校内での感染拡大防止には何よりも**校内にウイルスを持ち込まないことが重要**であり、家庭の協力が不可欠であることから、学校、自治体からの情報や注意喚起等に基づき、**家庭においても「新しい生活様式」の実践**がなされるよう理解と協力を求める。

- 毎朝の児童生徒等の検温及び健康観察を徹底する。
- 感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、休日における不要不急の外出や家族ぐるみの交流による接触等を控える。
- 学校の行動基準がレベル2・3の地域では、家族に風邪症状がある場合も児童生徒を登校させない。

第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

1. 児童生徒等への指導

児童生徒が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断して、これを回避する行動をとることができるよう指導を行う。

2. 基本的な感染症対策の実施

ア 感染源対策

- **発熱や風邪の症状がある場合、児童生徒も教職員も自宅で休養することを徹底**
→ **学校の行動基準がレベル2・3の場合は同居の家族に風邪症状がある場合も登校させない。**
- 登校時、児童生徒の検温結果及び健康状態を把握
→ 健康カード等を活用した学校と家庭との情報共有
- 登校後に発熱等の風邪症状が出た場合は、安全かつ速やかに帰宅させ、自宅で休養するよう指導
→ 保護者へ引き渡すまで学校で待機する際は、他の児童生徒との接触を可能な限り回避

イ 感染経路対策

- こまめな手洗い・手指消毒（6つのタイミング）
- 咳エチケットの励行
- 清掃と適切な消毒
→ 家庭用洗剤等を活用した児童生徒による消毒を兼ねた清掃活動
→ 用具等を共有するため、清掃開始前と終了時に手洗いを実施
→ **児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合は省略も可能**

教職員・学校に出入りする関係者も徹底

- 外から教室に入るとき
- 給食の前後
- 掃除の前後
- トイレの後
- 共有の物を触ったとき
- 咳やくしゃみ、鼻をかんだとき

ウ 身体全体の抵抗力を高める

- 十分な睡眠
- 適度な運動
- バランスのとれた食事
- 予防接種

3. 集団感染のリスクへの対応【3密の回避】

ア 「密閉」の回避 = 換気の徹底

- **可能な限り常時換気**とし困難な場合は30分に1回以上、窓を全開する（換気タイムの設定）
- 体育館のような広く天井が高い場所や、**エアコン使用時においても換気**は必要
- 換気施設（換気扇等）がある場合は常時運転
- 冬季は室内でも暖かい服装を心がけ、保湿や防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応

イ 「密集」の回避 = 身体的距離の確保

児童生徒の座席の間隔は1メートルを目安に学級内や活動場所内で最大限確保

ウ 「密接」の場面への対応 = マスクの適切な着用

- 熱中症の恐れや息苦しさを感ずるなど、**健康被害の可能性がある場合は体調管理を優先**してマスクを外し、人との距離を保ったり、近距離での会話を控えたりするなどの配慮を行う。
- フェイスシールドやマウスシールドは密閉度が不十分であり、必要に応じて使用する場合は、身体的距離を確保した上で使用する。 → **教師は必ずマスクを着用して授業を行う。**
- 昼休みや登下校時等、目が行き届かない場面で**児童生徒が適切にマスクを着用するよう指導**する。
- 一般的に不織布マスクが最も効果が高く、次に布マスク、ウレタンマスクの順に効果がある。

4. 重症化リスクの高い児童生徒等への対応等

医療的ケアを必要とする児童生徒や、基礎疾患等があり重症化のリスクが高い児童生徒については、保護者と主治医の見解について共通理解した上で、個別に登校の判断を行う。

5. 新型コロナワクチンと学校教育活動

- 新型コロナワクチンは、発症の予防や死亡者・重傷者の発生をできる限り減らすことを目的として接種を受けることが勧められている。また、発症や感染を予防する効果があるが、その**効果は100%でないため、引き続き感染予防対策を継続**する必要がある。
- 接種は本人の意思や保護者の同意に基づくものであり、**接種を受ける、受けないによって差別やいじめが起きることがないように指導**し、保護者に対しても理解を求める。
- 学校教育活動において、何らかの理由で児童生徒の予防接種率を把握する必要があるが生じることが考えられるが、その際は、**個人情報として取扱いに十分留意**する必要がある。

6. 出席停止等の取扱い

- 学校保健安全法第19条に基づく出席停止措置として取扱う
 - ① 感染が判明した場合
 - ② 濃厚接触者に特定された場合
 - ③ 発熱等の風邪症状がみられる場合
 - ④ 同居する家族に発熱等の風邪症状がみられる場合（学校の行動基準がレベル2・3の場合）
- 校長が「出席しなくてもよいと認めた日」として取扱う
 - ・ 感染が不安で子供を休ませる際、地域の感染状況や同居家族の状況等、合理的な理由であると校長が判断できる場合
 - ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒や、基礎疾患等があり重症化のリスクが高い児童生徒について、登校すべきでないとして判断された場合

7. 児童生徒等及び教職員の心身状況の把握、心のケア等

- きめ細かな健康観察等により児童生徒等の状況を的確に把握
- 学校医等と連携した健康相談等の実施や、スクールカウンセラー等による支援
- 関連したストレスやいじめ、偏見等に関する相談窓口を適宜周知

8. 教職員の感染症対策

第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

1. 各教科等について 2. 部活動 3. 給食等の食事場面 4. 図書館 5. 清掃活動
6. 休み時間 7. 登下校 8. 健康診断 9. 修学旅行等における感染症対策

【霧島市部活動の在り方に関する方針 より】

- 直近における地域の感染状況を十分に勘案して活動実施の要否や内容、時間、場所等について検討する。
- 衛生管理マニュアルや各競技団体等が作成したガイドライン等を遵守する。
- 大会参加や練習試合等の実施については、家庭や部活動後援会等との共通理解を十分図った上で実施の要否などを検討し、家庭での健康状態の確認や会場への移動方法、応援保護者への感染症対策の周知等の事前対応を十分に行う。

第4章 感染が広がった場合における対応について

1. 衛生主管部局・教育委員会との連携による地域の感染状況の把握 ※ 感染症情報システムへの入力
2. 学校において感染者・濃厚接触者が発生した場合の対応について

【霧島市「学校における濃厚接触者・感染者への対応（2021.5.14 Ver3）」 より】

- 連絡体制の確保について
 - (1) 家庭から学校への連絡（職員の場合も同様とする）
 - ア **保護者は、児童生徒と同居する家族等がPCR検査を受けることになった場合は学校に連絡する。児童生徒は検査結果が判明するまで自宅待機とし、検査結果が判明次第、再度、学校に連絡する。**
 - イ **保護者は、児童生徒本人がPCR検査を受けることになった場合は学校に連絡し、検査結果が判明次第、再度、校長へ連絡する。**
 - (2) 学校から教育委員会への連絡：**校長は、保護者から連絡を受けたら速やかに教育委員会に連絡する。**
 - (3) 情報管理の徹底と留意事項
個人が特定されないよう慎重に対応し、知り得た情報は部外秘とする。また、憶測等は厳に慎み、偏見・差別や誹謗・中傷等を生じさせないよう、全職員で最大限の配慮をする。
- 学校において感染者が判明した場合の対応について
 - (1) **保護者は医療機関から陽性の連絡を受け次第、学校に連絡し、学校は速やかに市教委に第一報**をする。
 - (2) 学校は、保健所が疫学調査を行うため、求められる資料を提供する。
 - (3) 教育委員会は、臨時休業の範囲・期間等について決定し、学校に通知する。ただし、感染者の登校状態や保健所の助言によっては授業を継続する場合もある。
 - (4) 教育委員会は、保健所や学校医等の助言を受け、学校の協力を得て校内の消毒作業を行う。
 - (5) 学校及び教育委員会は、感染拡大防止等の観点から、感染状況の公表の要否について協議し、必要がある場合は、個人が特定されない範囲内で、それぞれHP等により公表する。

3. 臨時休業の判断について

4. やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するICTの活用等による学習指導について

第5章 幼稚園において特に留意すべき事項について

第6章 寮や寄宿舎における感染症対策

